岩手県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

施術者の氏名	住　所	指定年月日
瀬川　佳恵	花巻市小瀬川第４地割139番地	令和８年９月25日